

国民保護に関する 与那国町の取組と課題について

与那国町長 上地 常夫

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、町は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した民間の航空機をもって、**全住民が、概ね1日で、島外（九州）に避難**する。（避難に関係する役場職員等の要員を除く。）
- 住民の負担を考慮し、移動時間が短い**航空機を可能な限り活用する方針**とする。
船舶は、航空機による避難が困難な**要配慮者及びその支援者**（家族含む）、**ペット同行避難者**などを想定する。
- この際、要配慮者等の避難を優先する。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 与那国島内を祖納集落、久部良集落及び比川集落に分け、各集落からバスを活用して空港に避難
- 空港から遠い、比川集落、久部良集落及び祖納集落の順に避難
空港へは、便ごとに比川集落、久部良集落及び祖納集落の組ごとに分けて、順に避難
- 住民は、組単位で一時集合場所に集合後、県の確保した航空機のダイヤに間に合うように空港へ移動
- 社会福祉施設の入所者、在宅の要配慮者は、一般の住民と同様、県の確保した民間の航空機による避難を基本とする。



地図出典：国土地理院

島外輸送計画（航空機）の概要（案）

訓練用

島外輸送力の考え方

- ▶ 与那国空港で運用可能な**最大機(B738)**を1日11便（6機）確保
 - ▶ **与那国空港→福岡空港（130分）**（福岡空港→那覇空港→与那国空港は180分）
 - ▶ 給油は、**那覇空港**で実施する前提
- ※通常機（4機）：165名
※ストレッチャー付（2機）：157名

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力

✈️ **1,700名以上**

平素の7倍以上の輸送力を確保



最西端観光保有バス（計：161名）
大型バス1台（53席 補助席8席）
中型バス3台（39名席 補助席6席、28名席、27名席）

町保有バス（計：28名）
小型バス2台（13名乗り、15名乗り）

島内避難誘導の方針

- ☞ 一般の避難者は、航空機の出発時間に合わせて一時集合場所に集合し、バスで空港に向かう。
- ☞ 要配慮者は、必要に応じ関係機関への要請も考慮

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

1在宅の要配慮者の状況

R6年5月時点

種別	合計	高齢者	要介護者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病等患者	妊産婦
要配慮者	438	342	23	54	4		3	12
うち避難行動要支援者	203	152	13	23	0		3	12
うち行政の支援を必要とする者	10	0	7	3	0			

2在宅の避難実施単位別（組別）の状況

与那国町 地区ごとの人口分布、世帯数等（R6年5月時点 出典：町世帯数調査表）													
地域等	世帯	人数	地区(公民館)	世帯	人数	避難単位 (組名)	避難単位 組別人口					一時避難場所	一時避難 収容人数
								うち 要配慮者	うち 避難行動 要支援者	うち 行政の支援 が必要な方	うち 一般とは別 のルートでの 避難を要する方		
祖納集落	489	869	東自治公民館	184	336	東一組	226	74	54	3		構造改善センター	130
						東二組	110	21	8		与那国中学校体育館	515	
			西自治公民館	229	384	西一組	161	41	15	1		複合型公共施設	391
						西二組	117	57	24	1		西自治公民館	170
						西三組	106	45	27	2		保健センター	253
			嶋仲自治公民館	76	149	西五組	149	45	19	1		与那国町活性化施設	381
						久北組	228	47	17		久部良小学校体育館	565	
久部良集落	480	726	久部良自治公民館	480	726	久南組	498	67	23	1		久部良多目的集会施設	229
比川集落	74	113	比川自治公民館	74	113	比 川	113	41	16	1		離島総合センター	397
集落外		5	—		5		5						
入域者	—	68			68		68						
計	1,043	1,781			1781		1781	438	203	10	0		3,031

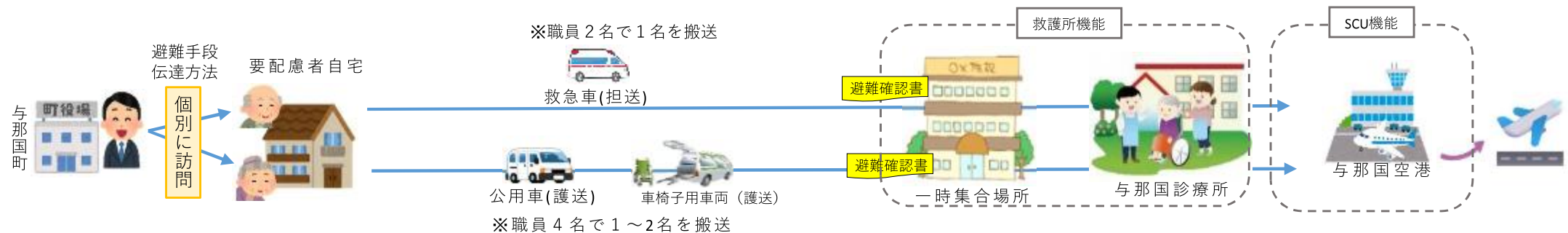
在宅要配慮者の避難に係る検討の概要（案）

～与那国町～

訓練用

- 要配慮者避難モデル施設における検討と同様、在宅要配慮者の避難に係る事項についても検討を開始。
- モデル施設からの避難と異なる点として、自宅からの移動（搬送）手段等がポイントとなるため、下表の項目について検討。
- 在宅要配慮者の避難手段については、R6年度図上訓練で各市町村の方向性について一定程度整理したい。

検討項目	与那国町の検討結果	備 考
避難手段の伝達方法	・ 個別に訪問し本人・家族へ説明を行う（該当者10名） ・ 一般住民と同様に航空機での避難とする	要医療担送：1、担送：2、要医療護送：1、護送：6
自家用車の使用可否	・ 役場職員の運転する公用車で避難し、自家用車は使用しない。（※公用車＝救急車、社会福祉協議会及び役場車両）	
ピックアップ、搬送等のための車両確保	・ 担送の方：救急車により避難 ・ 護送の方：社会福祉協議会及び役場車両を利用	救急車：要医療担送1名、担送2名、要医療護送1名を搬送 役場車両：護送6名を搬送
ピックアップ要員（市町村消防の参加）	・ 避難者の対応に消防団は対応しない ・ 長寿福祉課の要員で対応可能	※1便に最大2名の要配慮者の搭乗を想定
救護所機能の設置場所	・ 与那国診療所を想定	
SCU機能の設置場所	・ 与那国空港を想定	
避難確認書の交付方法	・ 一般の避難者と同様に一時集合所で交付	



佐賀県との連携について

時 期	訪問先等	概 要
R6.9.17	糸数町長が佐賀県庁を訪問	山口知事へ受け入れ表明に対するお礼と佐賀県と与那国町の今後の連携などについて意見交換
R6.10.16 ～ 17	佐賀県防災担当職員が与那国町を訪問（2名）	与那国町避難関連施設の視察及び関係機関担当者と交流等について意見交換
R7..2.12	佐賀県、佐賀市及び鳥栖市防災担当職員が与那国町を訪問（8名）	与那国町避難実施要領の説明、避難関連施設の視察及び関係機関担当者と交流等について意見交換
R7.4.7 ～ 8	山口知事が与那国町を訪問	町長以下職員との意見交換、島内のご視察及び町内関係団体会長等と交流等について意見交換
R7.5.20 ～ 21	与那国町職員が佐賀県、佐賀市及び鳥栖市を訪問	佐賀県、佐賀市及び鳥栖市の避難関連施設の視察と担当者等との意見交換を行い、今後の避難計画策定に向けた連携と与那国町との交流促進に向けた意見交換を行った。
R7.9.5	上地町長が、山口知事と電話会談	上地町長就任後、山口知事と電話会談を行い、今後の相互交流などについて意見交換を行った。



R6.9.17 山口知事を表敬訪問



R7.4.7 山口知事与那国町役場を訪問



R7.4.8 町関係団体会長等と意見交換

宮古島市における
避難実施要領の取組と課題



宮古島市

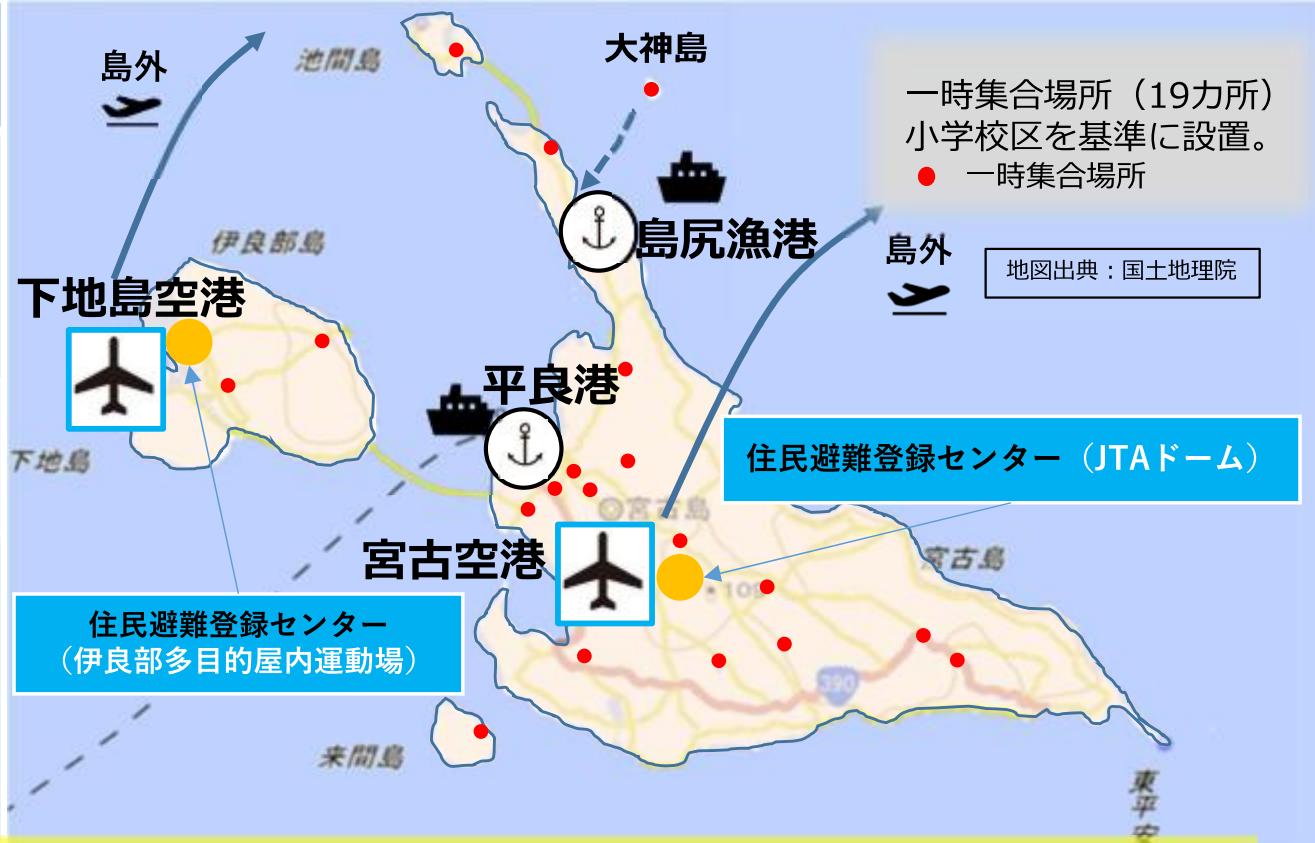
宮古島市の避難実施要領（案）の概要 ～全般方針～

避難誘導の方法（全般的方針）

- 本市住民及び滞在者等の島外避難（宮古島→鹿児島県 直行）については、国・県で確保した航空機等の運行計画に合わせ、島内輸送機関と調整しバスによる宮古空港（1日あたり6,645人）、下地島空港（1日あたり2,832人）への避難者の輸送を行う。
※二次離島となる大神島島民については、船舶により宮古島本島までの輸送を行う。
- 要配慮者の搬送については、本人への負担軽減の観点から、可能な限り航空機による避難を基本とするが、身体状況等により一般航空機による避難が困難な要配慮者については船舶等避難とする。
- 避難施設（一時集合場所）を小学校区単位で開設。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 避難単位は、両空港の輸送能力に応じ、学区別、行政区別で振り分ける。（別紙参照）
※多良間島からの避難者については、宮古空港へ輸送。
- 要配慮者については、地区分けはせず、柔軟に対応。
- 住民は、国・県が確保した航空機の運航ダイヤに合わせて、避難施設（一時集合場所）→住民避難登録センター（JTAドーム、伊良部多目的屋内運動場）→各空港へ市で確保したバスで輸送。

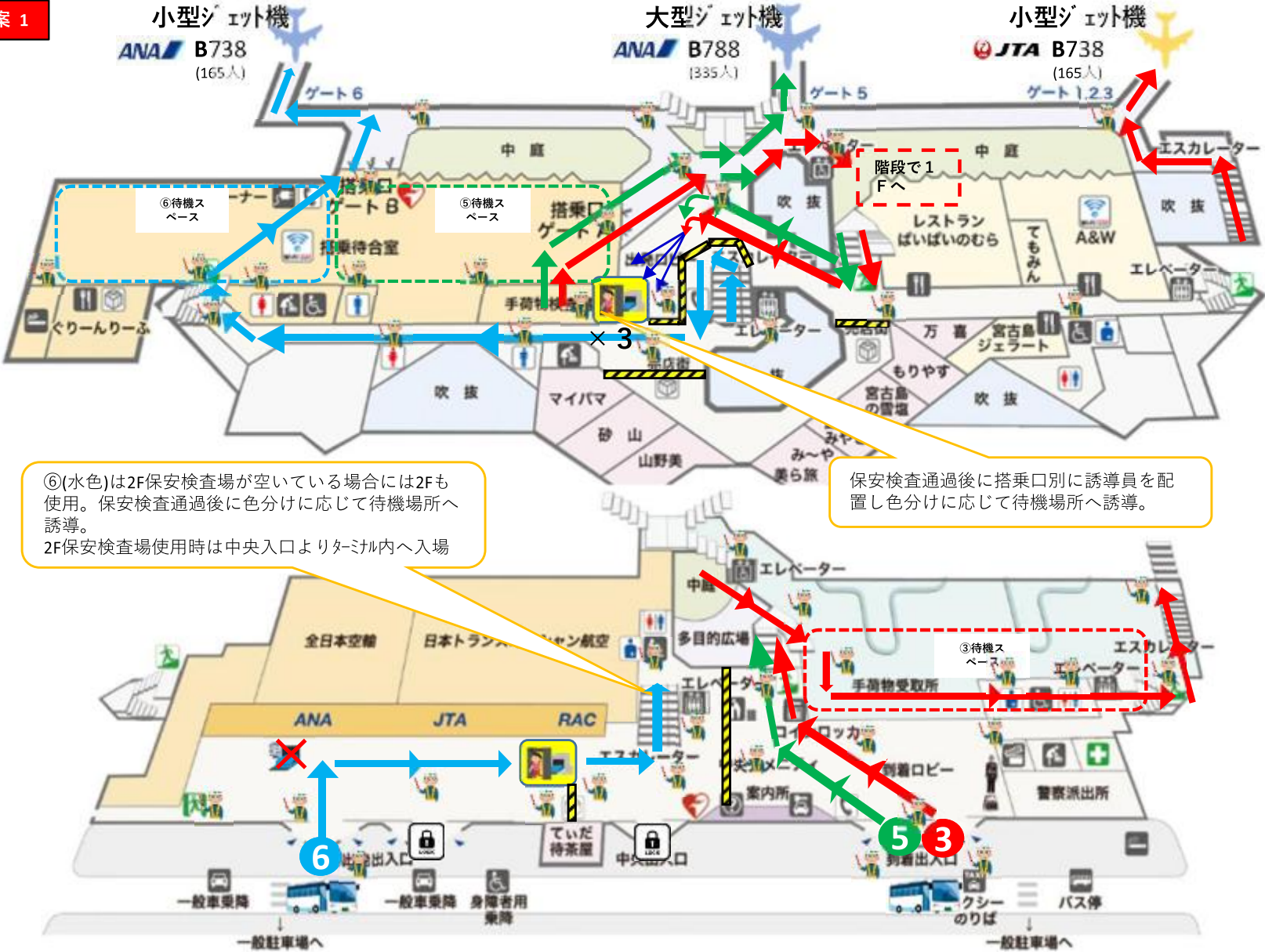


※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではない。

概要

- スポット 3 の機体への誘導：2 F 保安検査場で保安検査後、1 F 手荷物受取所を経由しスポット 3 へ（赤矢印）
- スポット 5 の機体への誘導：2 F 保安検査場で保安検査後、通常導線を通し、スポット へ（緑矢印）
- スポット 6 の機体への誘導：1 F 手増設レーンで保安検査後、2 F 通用口より搭乗待合室へ入り、通常導線を通し、スポット 6 へ（水色矢印）
- 1 F 誘導員：23 名、2 F 誘導員：23 名 計＝46 名

変更案 1

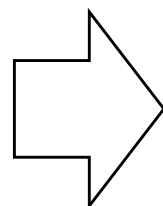


【宮古島市】住民避難に係る職員等配置（案） ～通常の職員数～

職員配置の方針

- ▶ 市国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置
- ▶ 消防職員や警察官等は、島外からの応援が必要となるため、関係機関との調整が必要
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算

宮古島市職員数 R5.9.1時点	
企画政策部	33
観光商工スポーツ部	22
産業振興局	6
総務部	70
福祉部	53
こども家庭局	84
市民生活部	67
環境衛生局	26
農林水産部	53
建設部	49
会計課	8
水道部	33
教育委員会	83
消防本部	82
議会事務局	6
選挙管理委員会事務局	3
監査委員事務局	3
農業委員会事務局	7
合計	688



市国民保護対策本部	
対策本部長	市長
対策本部副本部長	副市長、教育長
総括情報部	38
総務対策部	49
企画政策対策部	25
観光商工対策部	22
福祉対策部	136
生活環境対策部	86
農林水産対策部	53
建設対策部	49
教育対策部	51
生涯学習対策部	32
消防対策部	82
上下水道対策部	40
支援対策部	25
合計	691

《その他関係者》

- ・消防団：159名（うち、54名市役所職員）
- ・警察官：99名（宮古警察署）

※会計年度職員・学校職員は含まない。

多良間村における 避難実施要領の取組と課題



多良間村

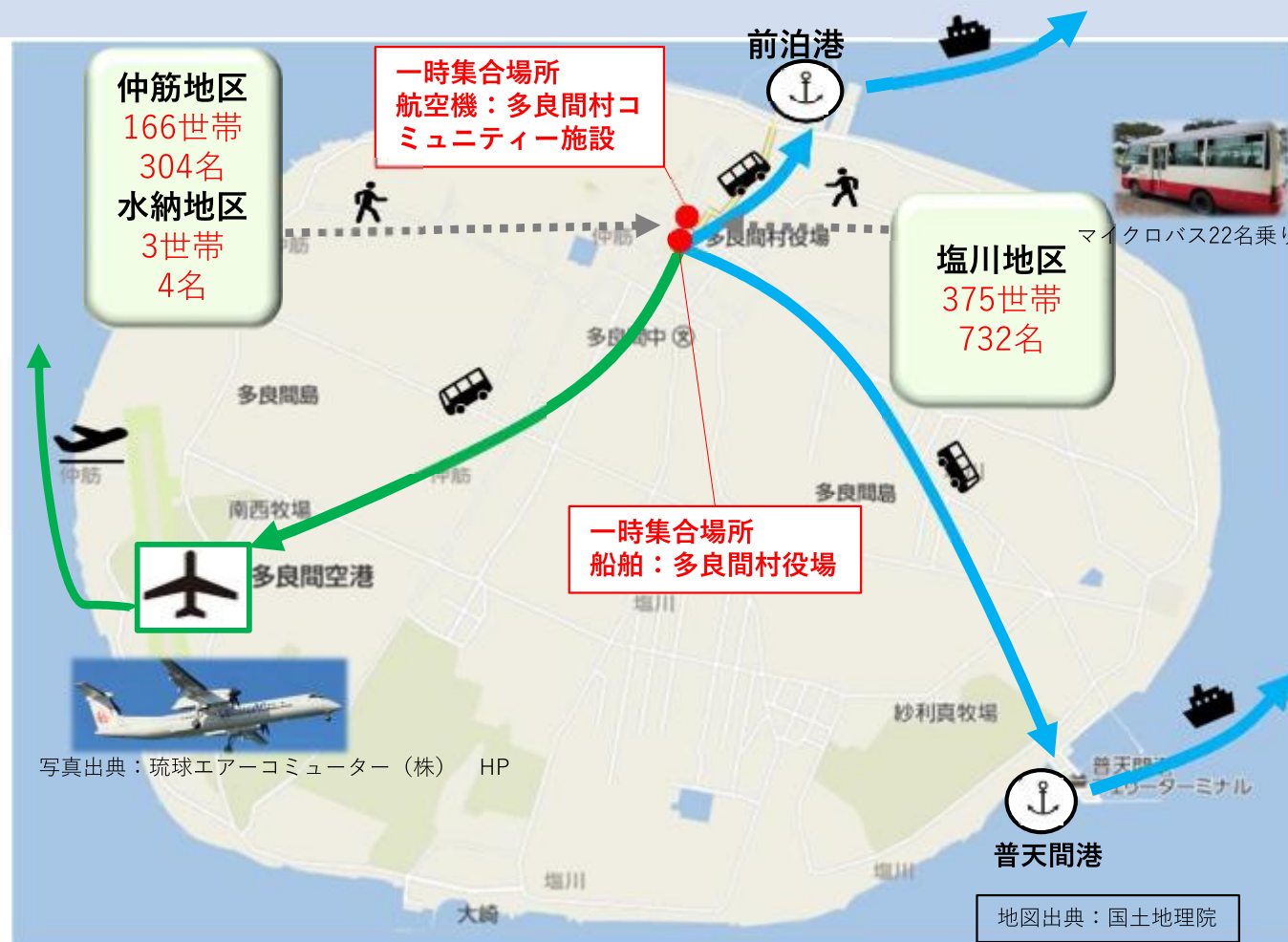
多良間村の避難実施要領（案）の概要 ～全般方針～

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、村は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した船舶及び航空機をもって、全住民が2日で島外（宮古島市）に避難し、（避難に関係する役場職員等の要員を除く）、その後、宮古島市から九州への避難を完了する。
- 住民の負担を考慮し、移動時間が短い航空機を可能な限り活用する方針とする。船舶については、航空機での避難が困難な要配慮者及びその支援者（家族含む）、ペット同行避難者などを優先する。
- この際、要配慮者等の避難を優先する。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参照）

- 住民は、一時集合場所（船舶：多良間村役場）、航空機：多良間村コミュニティ施設）に集合後、県の確保した航空機及び船舶のダイヤに間に合うように港及び空港へ移動
- 一般の避難者は、仲筋地区4集落、塩川地区4集落、水納地区1集落の集落単位で一時的集合場所への集合時間を決め、住民確認等を行い、バスに乗車
- 要配慮者のうち、航空機での避難が困難な方については、フェリー等の輸送手段により避難



多良間村の避難者数の状況（R6年度末時点）

多良間村 地区ごとの人口分布、世帯数等						
	世帯	人数	避難行動 要配慮者	左記のうち 行政支援が 必要な方	一時集合場所	収容人数
塩川地区	375	732	39	15	多良間村役場 （船舶避難） 多良間村コミュニティー施設 （航空機避難）	
仲筋地区	166	304	13	5		
水納地区	3	4	0	0		270
入域者	－	20	－	－		
計	544	1,060	52	20		

避難にあたっての課題

- ・ 要配慮者支援への対応
- ・ 農地の放置と家畜の取扱い
- ・ 修学に関する課題

その他

- ・ 避難長期化に伴う住宅問題
- ・ コミュニティの維持に関する課題など

多岐にわたる課題がある。

克服するためには、国、県及び避難先自治体との緊密な連携が必要。

ご清聴ありがとうございました。